

第3次葉山町地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3次葉山町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進するために設置する第3次葉山町地域福祉活動計画進行管理委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画の進捗状況の確認及び実践の支援に関する事項
- (2) 計画の第三者評価に関する事項
- (3) 計画の見直しに関する事項
- (4) その他計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は次の各号に属する者の中から、葉山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱し、必要人数をもって組織する。

- (1) 小地域福祉活動推進組織の代表者
- (2) 計画の重点課題として下記の活動を実践する者
 - ①小地域福祉活動
 - ②障害児の余暇支援活動
 - ③災害ボランティアセンターの設置及び運営
 - ④地域福祉の財源の検討
- (3) 地域福祉関係団体のうち第1号又は第2号に該当しない団体の代表者
- (4) 地域福祉関係事業者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 行政職員
- (7) 社協関係者
- (8) その他会長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が召集し、議長となり、議事を進行する。

- 2 委員長は必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の設置)

第7条 委員会に委員会運営の企画立案を行う運営委員会を設置する。

2 運営委員会は委員長、副委員長の他若干名の委員をもって組織する。

3 委員長、副委員長の他の運営委員は委員の互選により選出する。

4 運営委員会は委員長が運営委員長、副委員長が運営副委員長の職を務める。

5 運営委員会は運営委員長が招集し、議長となり議事を進行する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協が処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。